

§ 16 組合員が死亡したとき（法第39条第2項）

§ 16の1 組合員の資格喪失

組合員が死亡したときは、その翌日に組合員の資格を喪失します。

§ 16の2 組合員が死亡したときの手続

組合員が死亡した場合には、速やかに共済組合に連絡してください。

1 提出書類

(1) 組合員資格喪失報告書

県費負担教職員の有期職員及び市町費職員等は、退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しを添付

(2) 資格確認書（交付を受けている人のみ）

(3) 高齢受給者証（交付を受けている人のみ）

(4) 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ）

(5) 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ）

(6) 遺族厚生年金（遺族基礎年金を含む）の請求書（遺族がいる場合） ※§ 15の5参照

(7) 共済組合・県互助組合の各種給付金の請求書

2 資格喪失証明書の交付

被扶養者であった人が国民健康保険に加入される場合等で、共済組合の資格喪失証明書が必要なときは、所属所が提出する組合員資格喪失報告書の資格喪失証明書欄の「要」に○を付けてください。組合員資格喪失証明書は所属所へ送付します。

§ 16の3 給付金の請求

《共済組合》埋葬料、同附加金…………… § 16-001頁

《県互助組合》死亡弔慰金…………… § 16-003頁

《県互助組合》遺児育英資金…………… § 16-003頁

《県互助組合》退会給付金…………… § 16-004頁

《共済組合》弔慰金…………… § 16-005頁

《共済組合》埋葬料、同附加金（法65条第1項、第2項、運用方針第65条関係、施行令第23条の5
定款第26条）

1 支給要件及び支給額

組合員が公務によらないで死亡したとき

ア 組合員が死亡したときに被扶養者がいる場合（請求者は被扶養者）

埋葬料として50,000円、同附加金として25,000円が支給されます。

イ 被扶養者がいない場合（請求者は埋葬を行った人）

埋葬料の支給を受けるべき人がいない時は、実際に埋葬を行った人に対し、埋葬料として50,000円、同附加金として25,000円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。

2 給付についての一般的事項

- (1) 「死亡」とは、自然死のほか法律上の死亡とみなされる認定死亡・失踪宣告も含まれます。
- (2) 「埋葬」とは、ここでは葬式のことをいい、認定死亡等による遺体のない葬式も含まれます。
- (3) 「埋葬に要した費用」とは、次のものをいいます。
 - ア 霊柩代又は霊柩の借料及び霊柩の運搬費
 - イ 埋火葬に要した費用
 - ウ 葬式の際の僧侶への謝礼
 - エ 霊前供物代
 - オ 病院等で死亡した場合の自宅までの移送に要した費用
- (4) 死亡の原因が自殺であっても支給の対象となります。
- (5) 公務を原因とする死亡及び通勤途上の死亡については、地方公務員災害補償基金から葬祭補償がなされるため支給の対象とはなりません。
- (6) 第三者の行為に基づく死亡について他から葬祭費が支払われるときは、その限度において全部又は一部が支給されません。
- (7) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。
- (8) 組合員が退職後3月以内に死亡した場合には、埋葬料が支給される場合があります。

詳しくは、§14-010頁「退職後に受けることのできる短期給付」を参照してください。

3 請求書類

埋葬料・同附加金請求書（様式集 §16-001頁） 1部

（添付書類）

- (1) 死亡の事実を証明する書類（埋火葬許可書の写し等）
 - (2) 被扶養者でない人が埋葬料を請求するときは、埋葬に要した費用の領収明細書
- ※ 領収明細書の宛名の方が請求者となります。

《県互助組合》死亡弔慰金（互運営規則第16条）

1 支給要件

組合員が死亡したときは、遺族に死亡弔慰金が支給されます。

2 支給額

1,000,000円

3 請求書類

（互）死亡弔慰金請求書

（添付書類）

- （1）死亡の事実及び組合員と遺族の続柄を証明する書類
- （2）組合員の死亡当時、組合員と同居していた親族が確認できる書類
- （3）「請求・受領に関する委任状」（支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときのみ）

《県互助組合》遺児育英資金（互運営規則第19条）

1 支給要件

組合員が死亡したときに、その組合員に18歳以下の遺児があるときは、その遺児に、遺児となった年度から満18歳に達するまでの間、毎年、遺児育英資金が支給されます。

2 支給額

遺児1人について次表のとおり給付されます。

年 齢	金 額（年額）
0歳から12歳まで	60,000円
13歳から15歳まで	96,000円
16歳から18歳まで	168,000円

3 請求書類

（1）初年度

遺児育英資金受給申請書・請求書

（添付書類）

- ① 在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）
- ② 親権者（後見人）と受給者の続柄等が確認できる書類

（2）翌年度以降（毎年）

現況確認書

（添付書類）

在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）

《県互助組合》退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

組合員が死亡したときは、その遺族に給付金が支給されます。（短時間勤務会計年度任用職員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。）

1 支給額

（1）特別退職給付金（**互**運営規則第20条）

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

（2）特別返還金（**互**運営規則第50条）

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する

（3）生涯福祉給付金（**互**運営規則第21条）

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する額

2 請求書類

退会給付金請求書

※ 請求者は、（互）死亡弔慰金の請求書と同じ遺族にしてください。

《共済組合》弔慰金（法第72条、運用方針第72条関係、施行規程第116条、174条、運営規則第21条）

1 支給要件及び支給額

組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。

遺族に対し、標準報酬月額1か月分の額が支給されます。

2 給付についての一般的事項

(1) 「弔慰金」は、公務上であるかどうかは問いません。

(2) 「水震火災その他の非常災害」とは洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測しがたい事故も含まれます。

(3) 死亡の原因が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては、次の要件に該当するかどうかを勘案して判定します。

ア その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。

イ その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。

ウ その事故による死亡が原則として、他動的原因に基づくものであること。

※ 次のような場合は、「非常災害により死亡した場合」には該当しません。

・風雪や濃霧で通常登山できないような状態にありながら登山し、転落死した場合

・危険地帯とされている海岸で水泳中に溺死した場合

・交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが、事故発生後、数週間経て死亡した場合（治療方法により回復することも考えられるため。）

(4) 組合員とその被扶養者が同一の非常災害により死亡したが、それぞれの死亡時間が判明しない場合には、先に被扶養者が死亡したものとみなして、家族埋葬料、家族埋葬料附加金及び家族弔慰金を弔慰金とともに組合員の遺族に支給する。（埋葬料は、他に被扶養者で埋葬を行う人がいなければ実際に埋葬を行った人に支給する。）

(5) 任意継続組合員の場合、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

(6) 遺族とは § 2 3 -001頁の遺族の順位と同じ取扱いとなります。

3 請求書類

支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に共済組合へ連絡してください。

(1) 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式集 § 13-001頁）

(2) 事故報告書（様式は共済組合から送付します。）

(添付書類)

ア 死亡の事実を証明する書類（死亡診断書（死体検案書）の写し等）

イ 遺族の順位が証明できる書類